

特別会計制度の活用状況に関する

政策評価書

- 歳入歳出決算における表示内容を中心として -

(要旨)

平成15年10月

総務省

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策及びその目的

我が国における国の会計は、財政法(昭和22年法律第34号)第13条第1項において、一般会計と特別会計に区分されており、特別会計については、同条第2項において、国が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、法律をもって設置するものとされている。この特別会計を設置した場合、財政法第45条により、一般会計とは異なる特例的規定を定めることができるほか、各年度の特別会計予算の予算総則で一般会計と異なる弾力条項も設けられている。このような特別会計制度を活用した場合、一般の歳入歳出と区分して経理することで、一般会計と比較して、財政状況や受益と負担の関係等をより明確に示すことができ、また、特例的規定や予算総則の弾力条項により、より弾力的かつ効率的な行政運営が可能になるといわれているが、その一方で、各特別会計相互間の比較検討が困難になっているといわれている。

本評価の対象とした政策は、各府省が所管する事務事業に係る経理を明確にする等を目的として、特別会計制度を活用することにより一般会計と区分して経理するという政策である。

この特別会計制度を活用して設置された特別会計の数は、平成15年4月1日現在では32となっており、予算規模では、平成15年度歳出予算(当初)で合計約369兆円(一般会計や特別会計相互間の重複を含む。)となっている。ただし、平成15年度末で廃止される国立学校特別会計は今回の調査分析の対象から除外したので、実際に調査分析の対象とした特別会計の数は31、予算合計約366兆円である(参考資料1及び2参照)。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官(財務、経済産業等担当)

平成14年12月～15年10月

3 評価の観点

本評価は、各特別会計の歳入歳出決算に係る説明責任(アカウンタビリティ)に基づく情報提供(ディスクロージャー)の更なる充実など、国民等が各特別会計における経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境の整備に資するため、各特別会計相互間の比較可能性に留意しつつ、負担と受益の対応関係といった歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかとの観点から、特別会計制度の活用状況について、統一的に評価を行うものである。

4 政策効果の把握の手法

本政策の効果の把握は、31の特別会計(勘定数の合計で64勘定)の歳入歳出決算に添付される歳入歳出決定計算書及びその添付書類(原則として平成13年度決算)における歳入と歳出の決算の処理及び表示の状況を対象として、以下の方法で行った。

- 1) 歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかを特別会計相互間で比較するため、各特別会計について、経理対象事業等別及び性質別に歳入と歳出を分類した。この分類結果に基づき、各特別会計(勘定)別に、その仕組み(歳入・歳出等に係る規定内容)と歳入歳出決定計算書及びその添付書類における表示内容を把握した。
- 2) 前記1)で把握した仕組みと歳入歳出決定計算書及びその添付書類における表示内容から、各特別会計(勘定)の経理対象事業等別及び性質別に、歳入と歳出の執行実績がどのように表示され、それにより、それぞれの歳入と歳出の対応関係がどこまで明らかにされているかを調査分析した。
- 3) 前記2)の特別会計(勘定)別の分析結果について、総括表及び一覧表を作成し、各特別会計相互間の比較分析を行った。
具体的には、前記2)における特別会計(勘定)別の調査分析結果を基に、各特別会計(勘定)の状況について統一的な記述により一覧表を作成するとともに、それらに基づいて5段階程度の範ちゅうに分けて総括表を作成した。
- 4) 前記3)の一覧表及び総括表に基づき、各特別会計(勘定)の経理対象事業等別及び性質別に表示されている歳入と歳出の対応関係について、各特別会計相互間の比較を行った場合、どの程度歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっているかを統一的に評価した。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本評価における調査分析の過程及び評価書の作成に当たっては、次のとおり学識経験を有する者から評価全般に係る意見や調査分析の手法に対する具体的な助言等を得て、評価の結果に反映させた。

- ・ 任期付職員として公認会計士(1名)が本評価の実施担当部局に参画した。
- ・ 政策評価・独立行政法人評価委員会(政策評価分科会)の審議に付し、本評価の全般に係る意見等を得た。

6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

歳入歳出決定計算書、添付書類(損益計算書、貸借対照表、財産目録、積立金明細表、資金増減表、事業実績表、債務に関する計算書等)、決算の説明、決算検査報告、歳入歳出予定計算書、国の予算、関係法令とその解説書、事業年報、事業統計等

第2 調査分析の状況

1 歳入と歳出の構造

(1) 手数料等収入

手数料等収入(手数料収入、利用料収入、保険料収入等)については、受益者が受けるサービスに要する経費の全部又は一部を受益者が直接負担するものであり、その内容と費消(支出)先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、費消先がすべての歳出項目となる(又は費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)場合においても、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における手数料等収入の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、表1のとおりである。

表1 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における手数料等収入の内容と費消先

分析結果	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	19	
歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先がすべての項目となっている、又は特定の歳出に限定されることとなっていない)、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	7	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されていないものの、その額は少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	5	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から費消先は推測可能である。	1	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	6	
歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、歳入の内容は推測可能である。	3	
歳出では費消先別に区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	3	
歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	6	
合計	50	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

(2) 特定財源等

特定財源等(揮発油税、地方道路税等10種類)については、特定のサービスに要する費用に充てるため、受益者が特定の税として負担するものであり、その内容(特定財源等としての収納額と受入額)と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における特定財源等の内容と費消先等の表示状況を調査分析した結果は、表2のとおりである。

表2 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における特定財源等の内容と費消先等

1) 特定財源等の内容と費消先(負担と受益の対応関係)

分析結果	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	3	
歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先がすべての項目となっている)、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	1	
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、費消先の使途区分までは完全には明示されていないものの、その額は少額である。	2	
歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、一般会計の決算参照書から特定可能である。	2	
合計	8	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

2) 特定財源等の財源(収納額と受入額の対応関係)

分析結果	勘定数	記号
特定財源等の収納額と本会計への受入額の対応関係は明らかにされている。	5	
各年度の特定財源等の収納額と本会計への受入額の対応関係は明示されているものの、留保額までは明示されていないが、計算は可能である。	1	
特定財源等の収納額と本会計への受入額の対応関係は明示されていないが、一般会計の決算参照書から特定可能である。	2	
合計	8	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

(3) 一般会計の負担・補助

一般会計の負担・補助については、国(一般会計)が特定のサービスに要する費用の財源を負担又は補助するものであり、その内容(算定事由別の積算額)と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、費消先がすべての歳出項目となる(又は費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)場合においても、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における一般会計の負担・補助の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、表3のとおりである。

表3 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における一般会計の負担・補助の内容と費消先

分析結果	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳	14	

出の対応関係は明らかにされている。		
歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先がすべての項目となっている)、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	3	
1種類の財源として受け入れ、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、財源の内容までは明示されていない。	3	
歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先がすべての項目となっている、又は特定の歳出に限定されることとなっていない)、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、財源の内容までは明示されていない。	2	
歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から歳入の内容は特定(推測)可能である。	5	
歳出では費消先別に区分されている(又は費消先がすべての項目となっている)が、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	3	
歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	6	
合計	36	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

(4) その他

ア 事業収入等

事業収入等(反則金、売払代金、納付金等)については、当該特別会計(勘定)で経理する事務や事業の実施等に伴うもので、受益者や国(一般会計)の負担を軽減することとなっているものや当該会計(勘定)の主たる収入となっているものがある。事業収入等は、受益者がサービスに要する経費を直接負担するものではないが、費消先が特定の歳出に限定されているものがあり、この場合、歳入の内容と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、費消先がすべての歳出項目となっている(又は費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)場合においても、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における事業収入等の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、表4のとおりである。

表4 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における事業収入等の内容と費消先

分析結果	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	10	
歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先がすべての項目となっている、又は特定の歳出に限定されることとなっていない)、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	17	

歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)、ほかの性質に分類される歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	1	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	3	
歳入ではその内容が区分されておらず(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない、又は単一である)、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	1	
合計	32	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

イ 運用収入

運用収入については、余裕金又は特別の資金(積立金等)を財政融資資金等に預託・寄託したものの運用利子を当該特別会計(勘定)の歳入とするものである。運用収入は、その多くにおいて、費消先が特定の歳出に限定されることとなっていないが、受益者や国(一般会計)の負担を軽減することとなるものであることから、その内容(運用の基となる資金別の運用収入額)が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、運用収入によっては、費消先が特定の歳出に限定されているものがあり、この場合は、歳入の内容と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における運用収入の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、表5のとおりである。

表5 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における運用収入の内容と費消先

分析結果	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	7	
歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	18	
歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)、当該運用収入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	1	
歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、運用収入の基となる資金(積立金及び余裕金)の別までは明示されていない。	20	
歳入ではその内容が区分されておらず(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	1	
合計	47	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

ウ 借入れ・証券発行等

借入れ・証券発行等については、当該特別会計以外から当該特別会計の責任により、特定の借入事由、又は特定の財源受入事由のために行われ、将来返済されるものであり、その内容(借入事由又は財源受入事由別の借入れ・証券発行等の内訳)と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない場合においても、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、表6のとおりである。

表6 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の内容と費消先

分析結果	勘定数	記号
借入・財源受入事由が複数(又は1種類)あるが、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	10	
借入・財源受入事由が1種類であり、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないもの(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)、ほかの性質に分類される歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	5	
借入・財源受入事由が1種類であり、歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。ただし、借入・財源受入事由までは明示されていない。	6	
借入・財源受入事由が複数あるが、歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、計算は可能である。	1	
借入・財源受入事由が1種類であり、歳出では費消先別に区分されているものの、歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から歳入の内容は推測可能である。	1	
借入・財源受入事由が複数あるが、歳出では費消先別に区分されている(又は費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)が、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	2	
合計	25	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

エ 前年度からの受入れ等

前年度からの受入れ等については、前年度剰余金、前年度繰越資金又は特別の資金(積立金等)の受入れである。このうち、前年度繰越資金等費消先が特定の歳出に限定されている場合、歳入の内容と費消先が特定できるこ

とにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない場合においても、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における前年度からの受入れ等の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、表7のとおりである。

表7 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における前年度からの受入れ等の内容と費消先

分析結果	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	14	
歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	40	
歳入の内容とその費消先がともに完全には区分されていないが、区分されていない歳入項目の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	1	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先別に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	1	
歳出では費消先別に区分されているが、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	1	
歳入の内容とその費消先がともに区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	2	
合計	59	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

オ その他の歳入

その他の歳入については、前記1(1)アから1(3)エにおいて掲げたもの以外の歳入であり、その多くにおいて、費消先が特定の歳出に限定されることとなっていないが、歳入の内容が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。また、その他の歳入によっては、費消先が特定の歳出に限定されているものがあり、この場合は、歳入の内容と費消先が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類におけるその他の歳入の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果は、表8のとおりである。

表8 歳入歳出決定計算書及びその添付書類におけるその他の歳入の内容と費消先

分析結果	勘定数	記号
歳入の内容とその費消先がともに区分されており、歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	2	
歳入ではその内容が区分されていることから(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)、歳入と歳出の対応関係は明らかとなっている。	54	

歳入ではほかの性質に分類される歳入と区分されていないものの(歳出では費消先が特定の歳出に限定されることとなっていない)、当該歳入の額が少額であることから、歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	4	
歳入ではその内容が区分されているが、歳出では費消先に区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	1	
歳出では費消先別に区分されている(又は特定の歳出に限定されることとなっていない)が、歳入ではその内容が区分されておらず、歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	4	
合計	65	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

2 複数年度にわたる歳入と歳出の構造

(1) 剰余金の内容

「剰余金」(注)については、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を控除した額である歳計剰余金から、翌年度への繰越資金(歳出の翌年度繰越額、支払備金、未経過保険料等)額を控除したもので、その費消方法として、用途の限定のない翌年度の歳出の財源と翌年度以降における支出に備えるための財源に分けられ、そのための処理方法としては、翌年度の歳入に繰り入れるか、積立金等に積み立てる(組み入れる)こととなる。この「剰余金」は当該年度の歳入を後年度において費消するものであり、「剰余金」の費消方法ごとの額が明らかにされることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

(注) 歳計剰余金の費消方法としては、1)用途の限定のない翌年度の歳出の財源、2)翌年度の用途が限定されている繰越資金の財源、3)翌年度以降における支出に備えるための財源の3つがある。このうち、費消先又は費消年度が確定していないもの(1)と3))が歳計剰余金の発生時点では用途の定まっていない「剰余」であり、これを「剰余金」としており、各特別会計法で定める剰余金等とは異なる場合がある。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における剰余金の額の表示状況を調査分析した結果は、表9のとおりである。

表9 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における剰余金の額

分析結果	勘定数	記号
「剰余金」の額が明らかにされている。	25	
「剰余金」として表示されているものは歳計剰余金であるが、歳出の翌年度繰越額等の実績がないことから、「剰余金」の額が明らかとなっている。	12	
「剰余金」として表示されているものは歳計剰余金であり、「剰余金」の額が明らかにされていないが、「剰余金」の額の計算は可能である。また、ほかの公表資料において、明らかとなっている。	1	
「剰余金」として表示されているものは歳計剰余金であり、「剰余金」の額が明らかにされていないが、「剰余金」の額の計算は可能である。	24	
合計	62	

- (注) 1 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照
 2 「剰余金」の額については、特別会計によっては、その額が負のものもある。

(2) 借入れ・証券発行等の内容

借入れ・証券発行等については、1)借入れ・証券発行等が行われた年度に実施された事務事業に充てられたものか、あるいは前年度以前に実施された事務事業に係る借入れ・証券発行等の返済に充てられたものかが明らかにされる(新規・借換えの別)、2)借入れ・証券発行等の返済期限が翌年度の負担となるものか、翌々年度以降の負担となるものかが明らかにされる(返済期間の別)、3)借入れ・証券発行等を行うことから追加的に発生する支払利子の額が明らかにされる(元本・利子の返済の別)ことにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の内容(1)新規・借換えの別、2)返済期間の別、3)元本・利子の返済の別)の表示状況を調査分析した結果は、表10のとおりである。

表10 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の内容

1) 新規・借換えの別

分析結果	勘定数	記号
新規・借換えの別が区分されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	1	
新規・借換えの別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、一定の状況から推定可能である。	2	
新規・借換えの別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から新規、借換えの別は確認可能である。	1	
新規・借換えの別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	4	
合計	8	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

2) 返済期間の別

分析結果	勘定数	記号
返済期間の別が区分されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	8	
返済期間の別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、返済期間の別はほかの公表資料で確認可能である。	1	
返済期間の別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	5	
合計	14	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

3) 元本・利子の返済の別

--	--	--

分析結果	勘定数	記号
元本・利子の返済の別が区分されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	1	
元本・利子の返済の別が区分されていないが、これを算出することができることから、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかとなる。また、ほかの公表資料において、元本・利子の返済の別は確認可能である。	1	
元本・利子の返済の別が区分されていないが、これを算出することができることから、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかとなる。	11	
元本・利子の返済の別が区分されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、元本・利子の返済の別はほぼ特定可能である。	4	
合計	17	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

3 歳入と歳出の構造に係る詳細情報

(1) セグメント(区分単位)情報

ア 経理対象事業等別

各特別会計における経理対象事業等については、各特別会計法で定められているが、一の特別会計又は勘定において経理される経理対象事業等が複数ある場合には、経理対象事業等別の歳入と歳出が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における経理対象事業等別セグメント情報の表示状況を調査分析した結果は、表11のとおりである。

表11 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における経理対象事業等別セグメント情報

分析結果	勘定数	記号
歳入、歳出ともに経理対象事業等別に区分されており、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	2	
歳入又は歳出のいずれか一方のみが経理対象事業等別に区分されているが、区分されていない歳入又は歳出の額はその総額の1割未満と少額であることから、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	1	
歳入、歳出ともに経理対象事業等別に区分されていないが、区分されていない歳入、歳出の額はそれぞれの総額の1割未満と少額(又は区分されていない内容は、工事諸費等事務事業に付随するもので少額)であることから、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	8	
歳入、歳出ともに区分されておらず(ただし、いずれか一方は、総額に占める割合が1割未満と少額)、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	1	
歳入、歳出ともに区分されておらず、経理対象事業等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	3	

合計	15	
----	----	--

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

イ 工事箇所等別

工事箇所等については、特定の工事箇所等別に負担の徴収単位が異なる場合があるが、その場合には、工事箇所等別(負担の徴収単位別)の歳入と歳出が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における工事箇所等別の歳入と歳出の内容と費消先の表示状況を調査分析した結果、表12のとおりとなっている。

表12 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における工事箇所等別のセグメント情報

分析結果	勘定数	記号
工事箇所等別に区分されており、工事箇所等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	3	
工事箇所等別に区分されておらず、工事箇所等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から推測可能である。	6	
工事箇所等別に区分されておらず、工事箇所等別の歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	2	
合計	11	

(注) 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

(2) 累積情報

ア 特別の資金

特別の資金(積立金等)については、翌年度以降における支出に備えるために保有しており、将来の歳入と歳出に影響を与えるものであり、特別の資金別の残高が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における特別の資金(積立金等)別の残高の表示状況を調査分析した結果は、表13のとおりである。

表13 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における特別の資金の累積情報

分析結果	勘定数	記号
毎年度の積立等残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	21	
毎年度の積立等残高が特定できず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	3	
合計	24	

(注) 1 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

2 なお、平成14年度決算から作成される「新たな特別会計財務書類」において、その作成基準(「新たな特別会計財務書類について」(平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告))に基づき特別の資金の残高を表示することとなっている。

イ 出資・貸付け

出資・貸付けについては、将来の歳入と歳出に影響を与える可能性があり、出資先・貸付先別の残高が特定できることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における出資先・貸付先の残高の表示状況を調査分析した結果は、表14のとおりである。

表14 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における出資・貸付けの累積情報

分析結果	勘定数	記号
出資先別残高・貸付先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	14	
主要な貸付先別残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係はほぼ明らかとなる。	1	
出資残高・貸付残高は明らかにされているものの、出資先・貸付先までは特定できないが、ほかの公表資料から出資先別残高・貸付先別残高は特定可能である。	2	
出資先別残高・貸付先別残高が特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から出資先別残高・貸付先別残高は特定可能である。	11	
合計	28	

(注)1 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照

2 なお、平成14年度決算から作成される「新たな特別会計財務書類」において、その作成基準(「新たな特別会計財務書類について」(平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告))に基づき出資先別・貸付先別の残高を表示することとなっている。

ウ 一般会計の負担・補助の繰延べ

一般会計の負担・補助の繰延べ(注)については、一般会計の財政負担の軽減措置として、その受入れが後年度に繰り延べられているもので、将来の歳入と歳出に影響を与えるものであり、減額された累計額、減額されなかったと仮定した運用収入相当額及びこれまでの受入実績が明らかにされることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

(注)各年度における国(一般会計)の財政収支の状況にかんがみ、必要に応じ、当該年度における一般会計の負担・補助の繰延べ措置が講じられ、後年度において、その減額された額及び減額されなかったと仮定した運用収入相当額を一般会計から繰り入れることとされている(平成6年度財政特例法、平成7年度財政特例法、平成8年度財政特例法、平成9年度財政特例法及び平成10年度財政特例法)。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における一般会計の負担・補助の繰延べに係る減額された累計額、減額されなかったと仮定した運用収入相当額及びこれまでの受入実績の表示状況を調査分析した結果は、表15のとおりである。

表15 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における一般会計の負担・補助の繰延べ

分析結果	勘定数	記号
一般会計の負担・補助の繰延べの累計額、運用収入相当額及び後日の受入実績等が特定されており、年度間をまたぐ歳	-	

入と歳出の対応関係は明らかにされている。		
一般会計の負担・補助の繰延べの累計額、運用収入相当額及び後日の受入実績等が特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	2	
合計	2	

- (注) 1 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照
2 なお、平成14年度決算から作成される「新たな特別会計財務書類」において、その作成基準(「新たな特別会計財務書類について」(平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告))に基づき一般会計の負担・補助の繰延額(繰入未収金)を表示することとなっている。

エ 借入れ・証券発行等

借入れ・証券発行等については、将来の負担を生じさせることとなるものであり、その残額が明らかにされることにより、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなる。

今回、歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の残高の表示状況を調査分析した結果は、表16のとおりとなっている。

表16 歳入歳出決定計算書及びその添付書類における借入れ・証券発行等の累積情報

分析結果	勘定数	記号
借入れ・証券発行等の年度末残高が特定されており、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされている。	21	
借入れ・証券発行等の年度末残高が特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていないが、ほかの公表資料から年度末残高は特定可能である。	5	
借入れ・証券発行等の年度末残高が特定されておらず、年度間をまたぐ歳入と歳出の対応関係は明らかにされていない。	2	
合計	28	

- (注) 1 当省の調査分析結果による。また、各会計(勘定)における分析結果については、本表の分析結果ごとに付した記号で記載した参考資料3を参照
2 なお、平成14年度決算から作成される「新たな特別会計財務書類」において、その作成基準(「新たな特別会計財務書類について」(平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告))に基づき借入金の借入残高や証券の発行残高を表示することとなっている。

第3 評価の結果及び意見

特別会計制度は、各府省において、特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、活用されている。この特別会計制度を活用した場合、一般の歳入・歳出と区分して経理することにより、一般会計と比較して、財政状況や受益と負担の関係等をより明確に示すことができ、また、特例的規定や予算総則の弾力条項により、より弾力的かつ効率的な行政運営が可能になるといわれているが、その一方で、各特別会計の経理対象事業等の運営とその成果に係る表示が区々となっているなど、各特別会計相互間の比較検討が困難になっているといわれている。

本評価は、各特別会計の歳入歳出決算に係る説明責任(アカウントビリティ)に基づく情報提供(ディスクロージャー)の更なる充実など、国民等が各特別会計における経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境の整備に資するため、各特別会計相互間の比較可能性に留意しつつ、歳入と歳出の構造の

明確化に資することとなっているかとの観点から、特別会計制度の活用状況について、統一的に評価を行ったものである。

その結果は次のとおり、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、各特別会計における歳入・歳出・剰余金の決算の表示状況を比較してみると、一部の特別会計(勘定)では、その歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっていないものがあり、必ずしも、国民等が各特別会計における経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境の整備が十分統一的に図られているとは言えない状況にある。

1) 歳入と歳出の構造

特別会計の歳入としては、受益者が受けるサービスに要する経費の全部又は一部を受益者が負担する「手数料等収入」、特定のサービスに要する経費に充てるために受益者が特定の税として負担する「特定財源等」、あるいは国(一般会計)が特定のサービスに要する費用の財源を負担又は補助する「一般会計の負担・補助」がある。また、これら以外にも、受益者や国(一般会計)の負担を軽減することとなっている歳入や主たる収入となっている歳入などがある。これらに係る歳入の内容とその費消先をみると、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、大半の特別会計(勘定)では、歳入や歳出(使途が特定の歳出に限定されていない場合は歳入)が区分され、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっていた。その一方で、一部の特別会計(勘定)においては、歳入又は歳出のいずれか一方のみしか区分されていないものや歳入・歳出ともに区分されていないもの、あるいは費消先の使途区分や財源の具体的内容までは明示されていないものなどがあつた。

2) 複数年度にわたる歳入と歳出の構造

当該年度の歳入決算額より歳出決算額を控除した額である歳計剰余金から、翌年度への繰越資金(歳出の翌年度繰越額、支払備金、未経過保険料等)額を控除した「剰余金」の処理をみると、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、大半の特別会計(勘定)では、「剰余金」の額(歳計剰余金から歳出の翌年度繰越額等を控除したもの)が明らかにされ、歳入と歳出の構造の明確化に資するものとなっていた。その一方で、一部の特別会計(勘定)において、「剰余金」の額が明らかにされていないものがあつた。

また、当該特別会計の責任で行われて将来返済されることとなる「借入れ・証券発行等」の内容をみると、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、一定の特別会計(勘定)では、新規・借換えの別、返済期間の別又は元本・利子の返済の別が明らかにされ、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっていた。その一方で、一部の特別会計(勘定)においては、それらの別が明らかにされていないものなどがあつた。

3) 歳入と歳出の構造に係る詳細情報

一つの特別会計又は勘定において経理される経理対象事業等が複数ある場合の「経理対象事業等」や負担の徴収単位が異なる場合の「工事箇所等別」に係る歳入・歳出をみると、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、一定の特別会計(勘定)では、歳入・歳出ともに区分され、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっていた。その一方で、一部の特別会計(勘定)においては、歳入又は歳出のいずれか一方のみしか区分されていないものや、歳入・歳出ともに区分されていないものなどがあつた。

また、将来の歳入と歳出に影響を与える可能性がある「特別の資金(積立金等)」、「出資・貸付け」、「一般会計の負担・補助の繰延べ」又は「借入れ・証券発行等」に係る累積情報(年度末残高)をみると、歳入歳出決定計算書及びその添付書類において、一定の特別会計(勘定)では、それらの年度末残高が特定でき、歳入と歳出の構造の明確化に資することとなっていた。その一方で、一部の特別会計(勘定)においては、それらの年度末残高が特定できないものなどがあつた。

したがって、以上の結果を踏まえ、国民等が各特別会計における当該特別会計の経理対象事業等の運営とその成果の評価を容易に行い得る環境を整備し、特

別会計相互間の比較ができるよう、各特別会計の説明責任(アカウントビリティ)に基づく情報提供(ディスクロージャー)の更なる充実を図るためには、以下のような課題があると考えます。これらの課題への対応に当たっては、各特別会計相互間の比較ができるよう、その内容と費消先の表示内容を統一させる工夫や、国民等がそれらを容易に把握できる仕組みの工夫も必要である。

1) 「手数料等収入」、「特定財源等」又は「一般会計の負担・補助」など使途が限定されている歳入については、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、その内容と費消先が明確にされる必要がある。また、使途が限定されていない歳入についても、歳入の内容が明確にされる必要がある。例えば、「手数料等収入」における費消先の事業等(歳出項目)が特定されること、「一般会計の負担・補助」の算定事由別の積算額や支出額が表示されることなどである。

なお、特別会計制度の活用にあたっては、特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理していることにかんがみ、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、各特別会計における主要な事業等(政策の単位)ごとに、歳入との対応関係が明らかとなるような工夫も望まれる。

2) 各特別会計で表示内容にばらつきのある処理の対象となる「剰余金」については、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、その内容が明確に表示される必要がある。その際、剰余金の使途がどの程度まで将来において限定されているかについても表示する工夫が望まれる。

また、借入れ・証券発行等については、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、その内容(新規・借換えの別、返済期間の別又は元本・利子の返済の別)が表示される必要がある。

3) 一つの特別会計又は勘定において区別して経理される経理対象事業等が複数ある場合の「経理対象事業等」や負担の徴収単位が異なる場合の「工事箇所等別」については、事業規模等を勘案しつつ、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、経理対象事業等別や工事箇所等別の歳入及び歳出を区分して表示される必要がある。

また、「特別の資金(積立金等)」、「出資・貸付け」、「一般会計の負担・補助の繰延べ」又は「借入れ・証券発行等」については、歳入歳出決定計算書その他公表資料において、それぞれの累積情報(年度末残高)が表示される必要がある。なお、「新たな特別会計財務書類の作成基準」(「新たな特別会計財務書類について」(平成15年6月30日付け財政制度等審議会報告))においては、平成14年度決算から、これらの累積情報(年度末残高)についても、新たな特別会計財務書類の中で記載されることとなっている。

(参考資料1) 特別会計一覧(31会計)

No.	特別会計名	勘定名	所管府省名
01	交付税及び譲与税配付金特別会計	1) 交付税及び譲与税配付金勘定 2) 交通安全対策特別交付金勘定	内閣府、総務省、財務省
02	登記特別会計		法務省
03	財政融資資金特別会計		財務省
04	国債整理基金特別会計		財務省
05	外国為替資金特別会計		財務省
06	産業投資特別会計	1) 産業投資勘定 2) 社会資本整備勘定	財務省
07	地震再保険特別会計		財務省

08	電源開発促進対策特別会計	1) 電源立地勘定 2) 電源多様化勘定(注2)	財務省、文部科学省、経済産業省
09	石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計(注3)	1) 石油及びエネルギー需給構造高度化勘定 2) 石炭勘定	財務省、経済産業省
10	特定国有財産整備特別会計		財務省、国土交通省
11	厚生保険特別会計	1) 健康勘定 2) 年金勘定 3) 児童手当勘定 4) 業務勘定	厚生労働省
12	船員保険特別会計		厚生労働省
13	国立病院特別会計(注4)	1) 病院勘定 2) 療養所勘定	厚生労働省
14	国民年金特別会計	1) 基礎年金勘定 2) 国民年金勘定 3) 福祉年金勘定 4) 業務勘定	厚生労働省
15	労働保険特別会計	1) 労災勘定 2) 雇用勘定 3) 徴収勘定	厚生労働省
16	食糧管理特別会計	1) 食糧管理勘定 - 国内米管理勘定 2) 食糧管理勘定 - 国内麦管理勘定 3) 食糧管理勘定 - 輸入食糧管理勘定 4) 農産物等安定勘定 5) 輸入飼料勘定 6) 業務勘定 7) 調整勘定	農林水産省
17	農業共済再保険特別会計	1) 再保険金支払基金勘定 2) 農業勘定 3) 家畜勘定 4) 果樹勘定 5) 園芸施設勘定 6) 業務勘定	農林水産省
18	森林保険特別会計		農林水産省
19	漁船再保険及漁業共済保険特別会計	1) 漁船普通保険勘定 2) 漁船特殊保険勘定 3) 漁船乗組員給与保険勘定 4) 漁業共済保険勘定 5) 業務勘定	農林水産省
20	農業経営基盤強化措置特別会計		農林水産省
21	国有林野事業特別会計	1) 国有林野事業勘定 2) 治山勘定	農林水産省
	国営土地改良事業		

22	特別会計		農林水産省
23	貿易再保険特別会計		経済産業省
24	特許特別会計		経済産業省
25	自動車損害賠償保障事業特別会計 (注5)	1)保障勘定 2)自動車事故対策勘定 3)保険料等充当交付金勘定	国土交通省
26	道路整備特別会計		国土交通省
27	治水特別会計	1)治水勘定 2)特定多目的ダム建設工事勘定	国土交通省
28	港湾整備特別会計	1)港湾整備勘定 2)特定港湾施設工事勘定	国土交通省
29	自動車検査登録特別会計		国土交通省
30	都市開発資金融通特別会計		国土交通省
31	空港整備特別会計		国土交通省

(注) 1 本資料は、当省の調査結果によるもので、平成15年4月1日現在、特別会計数で31、勘定ベース(勘定がない特別会計は勘定数を1とみなす)で64となっている。

「国立学校特別会計」については、平成15年度末で廃止されるため、本資料から除外した。

2 「電源多様化勘定」については、平成15年10月1日から、「電源利用勘定」に変更される。

3 「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」については、平成13年度までは、「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」となっていた。また、所管府省については、財務省及び経済産業省のほか、13年度までは厚生労働省が、15年10月1日からは環境省が加えられている。

4 「国立病院特別会計」については、平成16年度から、「国立高度専門医療センター特別会計」に改正され、本資料中の2勘定は廃止される。

5 「自動車損害賠償保障事業特別会計」については、平成13年度までは、「自動車損害賠償責任再保険特別会計」となっており、勘定も「保険勘定」、「保障勘定」及び「業務勘定」となっていた。

(参考資料2) 歳入歳出金額(平成13年度決算及び15年度当初予算)

(単位:百万円)

No.	特会名	勘定名	平成13年度決算額		15年度当初予算額	
			歳入	歳出	歳入	歳出
01	交付税	1) 交付税	60,919,640	60,193,762	67,217,913	67,043,413
		2) 交通	85,447	79,328	89,654	83,007
02	登記		188,449	175,954	187,030	178,515
03	財政融資		58,452,872	55,543,695	54,535,741	51,296,552
04	国債整理		138,538,058	124,337,265	167,141,895	158,141,895

05	外国為替		2,189,141	14,772	1,621,806	788,233
06	産業投資	1)投資	174,131	124,959	45,426	45,426
		2)整備	840,176	776,066	290,243	290,243
07	地震再保険		54,687	125	50,009	50,009
08	電源開発	1)立地	330,251	150,546	250,719	250,719
		2)多様化	293,128	205,412	234,791	234,791
09	エネルギー	1)石油	953,110	456,320	1,546,910	1,546,910
		2)石炭	191,160	165,109	42,403	23,866
10	特定国有財産		339,531	135,003	104,602	104,602
11	厚生保険	1)健康	9,012,694	9,180,505	8,921,317	8,921,317
		2)年金	29,788,557	29,281,820	32,745,056	32,378,369
		3)児童	340,379	317,006	354,051	354,051
		4)業務	629,885	611,477	589,912	589,912
12	船員保険		82,552	85,697	78,059	78,059
13	国立病院	1)病院	627,552	615,618	568,221	568,221
		2)療養所	450,501	443,341	411,540	411,540
14	国民年金	1)基礎	15,220,200	14,074,067	15,968,196	15,968,196
		2)国民	6,038,864	5,920,467	6,012,857	5,983,279
		3)福祉	64,014	49,990	27,847	27,847
		4)業務	2,030,840	2,018,701	159,857	159,857
15	労働保険	1)労災	1,688,525	1,234,138	1,415,931	1,210,642
		2)雇用	3,415,884	3,327,140	3,222,253	3,222,253
		3)徴収	3,743,555	3,732,822	3,691,901	3,691,901
16	食糧管理	1)国内米	1,146,384	1,139,497	1,006,783	1,006,783
		2)国内麦	95,887	95,449	111,993	111,993
		3)輸入	340,566	338,487	472,603	472,603
		4)農産物			470	470
		5)飼料	61,869	61,869	55,727	55,727
		6)業務	188,038	188,038	142,893	142,893
		7)調整	2,259,669	2,259,669	2,346,713	2,346,713
17	農業共済	1)基金	14,238		17,838	17,838
		2)農業	42,215	9,729	44,651	44,530
		3)家畜	44,097	30,884	44,720	36,901
		4)果樹	7,921	2,609	13,458	10,349
		5)園芸	4,324	2,414	4,582	4,576
		6)業務	1,117	1,117	1,322	1,322
18	森林保険		11,984	2,477	16,660	6,231

					補助		等	入			別			延	等	
1	交付税	1) 交付税	-			-	-				-	-	-	-	-	
		2) 交通	-	-	-			-			-	-	-	-	-	-
2	登記		-	-	-		-				-	-	-	-	-	-
3	財政融資		-	-	-		-				-	-	-	-	-	
4	国債整理		-		-		-				-	-	-	-	-	-
5	外国為替		-	-	-		-	-			-	-	-	-	-	-
6	産業投資	1) 投資	-	-	-		-				-	-	-	-	-	-
		2) 整備	-	-	-						-	-	-	-	-	-
7	地震再保険		-	-	-		-	-			-	-	-	-	-	-
8	電源開発	1) 立地	-		-	-	-				-	-	-	-	-	-
		2) 多様化	-		-	-	-				-	-	-	-	-	-
9	エネルギー	1) 石油	-		-		-				-	-	-	-	-	-
		2) 石炭	-		-		-				-	-	-	-	-	-
10	特定国有財産		-	-			-				-	-	-	-	-	-
11	厚生保険	1) 健康		-		-		-			-	-			-	
		2) 年金		-			-	-			-	-				-
		3) 児童		-		-		-			-	-			-	-
		4) 業務		-			-				-	-			-	-
12	船員保険		-			-				-	-			-	-	
13	国立病院	1) 病院		-		-					-			-	-	
		2) 療養所		-		-					-			-	-	
14	国民年金	1) 基礎		-	-	-		-			-	-	-	-	-	-
		2) 国民		-			-	-			-	-				-
		3) 福祉	-	-		-	-	-			-	-	-	-	-	-
		4) 業務		-		-		-			-	-	-	-	-	-
15	労働保険	1) 労災		-		-		-			-	-			-	-
		2) 雇用		-		-		-			-	-			-	-
		3) 徴収		-	-		-				-	-	-	-	-	-
		1) 国内米	-	-	-		-			-	-	-	-	-	-	

28	港湾																	
		2)特定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29	車検登録		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30	都市開発	-	-											-	-		-	
31	空港														-		-	
合計		19	35	14	10	7	10	14	2	25	18	1	2	3	21	14	-	21
		12	3	3	18	19	5	41	58	12	-	-	9	-	-	1	-	-
		-	-	5	-	20	6	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-
		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		6	-	-	3	-	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-
		3	23	5	-	-	2	-	-	1	-	-	-	-	-	2	-	-
		3	-	3	1	1	2	1	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-	-	24	11	4	-	6	-	11	-	5
		6	-	6	-	-	-	2	-	-	4	5	-	3	2	3	-	2
		計	50	88	36	32	47	25	59	65	62	8	14	17	15	11	24	28

(注)本表は、各項目ごとの分析結果に対応して付した記号(表1から16を参照)を特別会計(勘定)別にそのまま転記したものである。
 なお、「-」は、当該項目に該当するものがないことを示す。